

## 平成23年度第1回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会会議録

1 開催日時 平成23年7月7日(木) 午前10時～正午

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 委員 城正憲委員 明瀬政治委員 米川ひかり委員

(2) 事務局 鈴木幸育町長 加藤千春理事 長縄松仁総務部長 安藤光男総務課長  
堀尾政美総務課長補佐

(3) 説明員 近藤鎮彦生活福祉部長

4 議題

(1) 報告事項

- ・補助金等の見直し状況について

(2) 協議事項

- ・扶助費等の評価について

5 会議資料

補助金等の見直し状況について

平成23年度有識者懇談会事業評価対象事業および一次評価結果一覧表

豊山町における扶助費等関連のデータ

6 議事内容

課長：ただ今から平成23年度第1回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会を始めさせていただきます。

懇談会の議事録は町のホームページで公開させていただきます。

開会にあたり、座長からごあいさつをいただきます。

座長：本日は委員の先生方には、大変お忙しい中、お集まりいただき本当にありがとうございます。

昨年度は補助金の見直しにご協力をいただきまして、その答申に基づいて多くの事業の補助金が見直しされまして、確か年間1千万円を超える削減効果をもたらしたという風にお聞きしております。また、補助金の交付基準が制定され、それが客観的基準となって、客観化ということを達成をして、そのおかげで無理強いされることもなく、客観的基準に基づいて交付することができるようになったという効果

も生まれました。

今年度は確か、扶助費の見直しということがテーマになっているという風に伺っておりますが、先生方のご意見を頂戴して、補助金のときと同様に成果が期待されておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、事前に事務局のほうで各部局が扶助費の見直し検討ということで、問題になっているものを拾い出していただいて、大変なご苦勞だったと思います。それにも敬意を表したいと思います。これをもちまして、あいさつに代えさせていただきたいと思います。

課長：町長よりあいさつを申し上げます。

町長：今日はあいにくの天気の中、第1回の有識者懇談会にご出席いただきありがとうございます。ございます。

また委員の皆様には、昨年度、補助金関係の件につきまして貴重なご提言をいただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思っております。

今年度も、本町の行財政運営に関しましては、専門的見地からのご意見やご提言をお願い申し上げたいと、このように思っております。

さて、昨年11月にこの有識者懇談会から補助金等の見直しに関するご提言を頂戴しました。本町では、平成23年度当初予算にご提言の趣旨をできる限り反映させるよう努めたところでございます。後ほど詳しいご報告をさせていただきますが、皆様方のおかげを持ちまして、町民の理解を得て一定の成果を収めることができたものと、このように思っております。

もちろんまだ関係者の理解が十分に得られていないものも残ってはおりますが、引き続き見直しの具体化に努めてまいりたいと、このように思っております。

さて、今年度は扶助費につきましてもご審議をお願いしたいと、このように考えております。扶助費とは、財政分野の用語でありまして、住民の生活を助け支えることを目的とした経費でございます。特に、高齢者とか障害者、生活困窮者に対する支援策は、国や県でも講じられておりますが、それだけでは社会的弱者の方々が生活を維持することはなかなか困難でございます。このため、一番身近な行政である市町村が国や県の支援に上乗せの支援をしたり、あるいは、国や県の支援対象とならない方に対する、いわゆる、われわれ言っております、横出しの支援をいたしております。

ところが昨今の高齢化の進展、あるいは長引く経済不況の中で、扶助費予算は増加を続けております。防災対策や社会基盤の整備といった他の貴重な事業を圧迫しかねない状況となってまいりました。これまで財政状況が比較的良好であった本町も例外ではない、とこのように思っております。

このため本町が独自に実施しております扶助事業につきましては、その内容を改めて評価・検証し、見直ししていくところがあれば断固として見直ししていかなければ

ればならないと考えております。

委員の皆様にはどうか、忌憚のないご意見を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。よろしく  
お願い申し上げます。

(町長退席)

課長：(資料確認)

座長：議事に入ります。報告事項「補助金等の見直し状況について」説明をお願いします。

理事：(報告事項の説明)

座長：ご意見・ご質問がありましたら。

委員：目を通しましたが、特段申し上げることは、現時点ではない。

委員：評価結果について、見直しとなっていて予算段階では、まだゼロのところについても、見直しを進めていくよう、がんばっていただきたい。

委員：ぜひ、強い決意で進めていっていただきたい。

座長：他に発言もないようなので、以上で報告事項を終了し、次に「扶助費等の評価について」にはいります。はじめに、事務局から扶助費等に関する当町の状況について説明をお願いします。

理事：(「豊山町における扶助費関連のデータ」資料に基づき説明)

座長：ただいまの説明に対し、ご意見・ご質問がありましたら。

委員：要介護認定者数の推移について、日本社会全体では増加の傾向だと思うが、他の身体障害、療育、精神障害といった項目については、日本の平均に比べて高いのか、低いのか。

生活福祉部長：ほぼ全国的な流れの中で推移をしている。

座長：他に発言もないようなので、個別事業の評価にはいります。事務局から事業の概要や一次評価の評価理由等について説明していただき、議論のうえ、二次評価をしてまいりたい。

事業番号1番の「家族介護用品購入費助成金」について説明をお願いします。

理事：(事業番号1「家族介護用品購入費助成金」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

座長：ご意見・ご質問がありましたら。

委員：助成限度額、要介護4、5とあって、金額があるが、そもそもこの金額に何か根拠があって決めているのか。それから、この制度を利用している方は、この金額を目いっぱい使っているのか。

生活福祉部長：金額につきましては、紙おむつなどの通常利用される量のある程度考えているのと、近隣の限度額の状況を参考にしている。

委員：いつからその基準を設けていて、金額に異動はあるのか。

生活福祉部長：限度額は、かなり古くから変更はしていない。

委員：これを制度として利用している介護者は、消化率として100%か。

生活福祉部長：今まで、年間の限度額が決まっていたとそれだけ全部、買ってしまう人が多かった。逆にお亡くなりになって、余って困ったという話を聞くこともあった。現在は、制度的には短期間で、何回かに分けて購入していただくという措置をとっている。

委員：所得制限をすることは賛成だが、なかなか難しい問題があるのでは。もうひとつ、削減額の議論をするのであれば、限度額をいじるのもひとつの手だと思う。手法としてありえるのでは。

現状では、一部の人だけしか制度を利用していないので、この程度の予算で済んでいる。制度の存在を知らない人が多いかどうかわからないが、全部の人が利用したら、もっと大きな額が必要となる。制度を見直すにあたっては、そうしたことも考慮して行わないと制度が破綻する。

委員：本当に必要なものなら、ある意味広報で、多くの人達に知らしめると、その要件にあっている人には、なるべくもらっていただく、役に立てていただく、それで制度自体が破綻するのであれば、支給額のほうで調整をして、広くその要件にあった人には、支給をしていく。もちろん、いくら貧しくてもそんなものは頂かないと、おっしゃる人には押し付けるわけにはいかないけれども、ある程度は必要かなと思う。それに見合ったような全体の予算を確立していくというのも、ある意味大切なものかもしれない。

委員：290人中の97人、約3割の人しか使用していないというのが気になる。本当に必要なものであれば、広く皆さんが使える形にすることが望ましい。みなさんが必要なところに集中して予算を入れるということも必要。年額なので一度に買う方がいるということであれば、月額で限度額を決めることもひとつの手である。所得制限を設けるというのは賛成で、予算が限られてきた中では、どこか削らなければいけない。今、セーフティネットの部分で国の補助が少なくなっているのが現状である。その為、その部分では、市町村が今まで以上にフォローしていかなければいけない部分が出てくると思うので、削るべきところは削っていくしかない。

委員：支出自体が公共を豊にするという公共財ではないから、ある特定の個人に対する扶助なので、こういう基準でやっているということ、別の次元でいいから、客観的なものさしを持っておかないと、自分だけ得したという本末転倒な話になるから、そこを別途考えていく必要がある。

座長：各委員のご意見を踏まえて、一致しているところは、所得制限という観点につきましても、見直しをして、その限度で縮小していくという点については、一致して

いると思うので、二次評価として見直しということで、その限度で縮小していくという方向でよろしいでしょうか。

各委員：結構です。

座長：そのようにさせていただく。二次評価のコメントは、今の委員の意見を踏まえて、次の回までにまとめていただいて、原案を作っていただいて、委員の承認を得たい。

次に事業番号2の「障害者等福祉タクシー利用料金助成」について説明をお願いします。

理事：(事業番号2「障害者等福祉タクシー利用料金助成」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：異存はない。乗ったら全額払うということではないので、一定の制約がかかっているもので、節度を持ってご利用願えると思うので、単に横並びということだけではなくて、いい制度だと思う。

座長：所得制限の点については、問題ないですか。

委員：そこまで縛ったら、何のための福祉だという話になる。自分の車にガソリン代を供給させてもらうと何に使うかわからないということもあるが、病院に行くためのタクシー利用は地域の活性にもなるわけで、結構かと思う。

委員：平均使用枚数が6.8枚ということですが、実際障害者の方にとってはタクシー制度がいいのか、それともバスの無料化がいいのか、対象者である障害者の要望についてアンケート等を実施して、障害者の方の要望を確認して給付しているのか。6.8枚だったら、実際に使える人が使っているだけで、もっと違う制度にして欲しいという要望はないのか。

委員：過去に同じような議論をしたことがあって、コミュニティバスとタクシーの借上げについて。コミュニティバスとタクシーの違いは、ドアツードアか、そこまでなんで行くのかという議論に戻ってしまう。これはこれで生かすべき。48枚利用できるのに、6.8枚というのはなんだというのは、ある特定の人に集中している可能性がある。便利だと認識している人と、わざわざ申請するのだったらやめておこうというような、アンバランスはあるけど、最低の手段としてドアツードアで病院に行けるといふ、このソースは残しておかないと、まずいかなと思う。

理事：コミュニティバスの場合、よく言われることは、コミュニティバスを走らせたけれど、あまり乗ってもらえない。なぜかという、バス停が遠い、一般的な感覚で健常者あるいは若い世代であれば、200～300メートルの距離は決して遠くはないが、高齢者の方(コミュニティバスはたいてい高齢者を主な対象にしているが)には遠いので、なかなか乗ってもらえない。できればデマンドバスのドアツードアで運んでももらえないかという声はよく聞かれる。詳しい調査をしたわけではないが、コミュニティバスで障害者割引を設けて、障害者の方も多様ですので、比較的

障害程度の軽い方は、自己負担も少ないのでバスを利用させていただいて、バスもコミュニティバスも利用できないというような方は、タクシー利用助成で、自己負担は増えるがタクシーを使っただくというような、障害の程度に応じて、いろいろな支援の仕方を用意することも必要なのではないかと思います。

委員：バスはバス、タクシーはタクシーで、あとは障害者の方の判断でということ。

理事：もう少し生の声を聞いてみる必要もあるかなという気はする。

委員：対象者である障害者の方の要望等についてアンケートを取って、集約することはやっているのか。

生活福祉部長：毎年申請をしていただいているので、利用申請をされていれば、ご意見をいただく。昨今、福祉車両も割と安く購入できるので、家族の方が連れて行かれる場合や、障害の方が運転していかれる方、様々ですので、障害の方の状態を選択していただくことになる。近隣の市でガソリン券でやっているところもあるが、障害者が自分で運転される場合、介護者の車で連れて行かれる場合などがありますので、その辺の選択は、うちではやめている。今ガソリンの単価が非常に高くなっている。ひとつの選択肢として、障害者の選択肢の手段としてタクシー助成をしている。

座長：先生方のご意見を踏まえまして、基本的には選択手段の一つとして残しておくほうがいいという、継続のご意見とうけたまりましたけれども、そのような方向でよろしいでしょうか。

各委員：はい。

座長：そんな形で事務局のほうでまとめていただいて、原案を作ってくださいということでお願いします。

次に事業番号3の「障害（児）者手当」について説明をお願いします。

理事：（事業番号3「障害（児）者手当」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明）

委員：いってみれば、横だしだね。他の制度が、国なり県なりがあって、財政的にしっかりした自治体が横出しの助成をする分にはいいんだけど、厳しくなっている現状の中で、こういったものについての見直しってということも、他で充実している制度があるのなら、どうかなっていうところがあるのでは。

委員：福祉って言うのは、なってみると非常に重要な要件だと思います。すべからく所得制限という形でできますけれども、たとえば、3級と4級の違いはどうなんだろう。3倍もあっていいのかということもあります。むしろ、他の国・県で出されている、それに対してこの地で、豊山町で在住している人達が、フラットにさせるような埋め合わせをする必要があるのかどうか、それにこそ扶助が必要だと思う。国と県が出した不足分というわけではないが、そこに対して町はどういう形でコミットすればいいか、という視点もあっていいのかなと思います。より具体的に言うと、もう少し小刻みであっていいのかもしれないし、あるいは、国や県の制度を補完するよ

うな形でのフラット化、たとえば仮に重度だから月15万かかります、だけど働けなくても重度ではなく、中度だけど所得はないといったときに、金額的に差別をする意味があるのか。知能的な面でも、金がかかるのだよというのも正しいことかもしれないけれど、その子あるいはその家族が生きていくにはいくら必要かといったときには、障害の重さが必ずしも金額に差をつける合理的理由につながるとは思わない。そういうことが背景に持ちながら、だからこうしましたというのと、よそもこうだからこれで区切りましたというのでは、あまりにも審議会の意味がないのではないかという気がする。どうしろという話ではないが。

委員：今の意見に賛成で、身体障害の級によって、その方の収入の差があるわけではない為、障害が軽くても働けないのであれば、扶助していくべきであり、級によってこれだけの格差をする意味はあまりなく、もう少し格差をなくしたほうがいいのではないか。障害を持って働けなくて収入がなければ、それはやっぱり救うべき方だと思う。但し、所得制限は賛成。収入がある方は予算が限られているので、ない方を中心に困っている人を救うという制度にすべきだと思う。所得制限部分ともう少しきめ細かく救済する制度にしたほうがいい。

座長：所得制限という点では、一致ですね。ご意見を集約しますと、所得制限という観点で見直しをするという点については、委員の先生方の意見は一致している。ただ、支給の額や支給方法について、もう少し実態に合った、こういう自治体がこれをサポートしていくという観点、平均化していくというか、特に当町がそういう支援をすることによって、県や国がやった部分のどこか欠けている部分を補完するというような観点での見直しというのも、あってもいいのではないかということで、このあたりも含めて検討の対象にして見直していただきたい、そんな方向でまとめていただきたい。よろしいですか。

各委員：はい。

理事：扶助費の2段階というのは、もう少し細分化したほうがよいというご意見ですか。

委員：それにどれだけ差があるかわからないが、5,000円と1,500円で。確かに金額にすると3倍あるが、国と県では愕然と差がある。そういう背景を知らないで、もっとフラットというのがいいのかどうか、わからないが、具体的にたとえば助成費を削減しました、見直しをしました、落差を設けましたみたいな議論をするときに、背景にそういったことを考慮した上での結果が同じであっても、それをやらないと、紋切り型で縮減のための何とかみたいな、それだけではいけない。

委員：今は、予算を削減しているときなので、国も県も弱者の手当を削減していくと思う。そういう時に市町村が、どれだけセーフティネットで救っていけるかは、これからの町の役目で大きな部分だと思う。その為、削るところは削るが、増やすべきところは、福祉の町という目的をもって増やしていくということが必要だと思う。

理事：支給金額のところにもありますように、担当者と話し合った時に、5,000円と1,500円ではなくて、場合によっては、重い方は6,000円にして、6,000円と3,000円と1,500円にするとか、そういうことにするのもあるという意見も出ておりました。

座長：きめ細かい判断に基づく支給、扶助という実態が大事だと思います。

次に事業番号4の「豊山町遺児手当」について説明をお願いします。

理事：(事業番号4「豊山町遺児手当」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：実態として所得制限を設けると、今支給されている対象者数は減るんですか。仕切りですから、減ろうと減るまいと、こういう方向を考えることは重要なことですが、実態として減りますか。

理事：所得の制限をどこに設けるかで程度は変わりますが、減ります。

委員：先ほどから所得制限と言ってみえるが、家族構成によっても違うし、たとえば母一人、子ども二人といった場合に、概算でどれくらいの金額を想定しての所得制限か。200万とか、そんな話ですか。それによっては、制度自体がすごく変わってくると思うけれど。

生活福祉部長：県内の所得制限を設けているところを調べると、国の児童扶養手当法に基づく所得制限額。それでいくと、支給停止で192万。

委員：とても生活できる金額でない。それは標準か。

生活福祉部長：これは政令で規定している。

委員：家族構成とかまったく関係なしの仕切線か。

生活福祉部長：192万は、母一人と子ども一人。

委員：所得制限を既定の事実みたいにうたってきたが、所得制限を設ける、準拠するという。

理事：遺児手当で言うと、圧倒的に国の児童扶養手当の基準を使っているところが多い。なぜかという、国の手当も申請は町で受け付けて、町で申請者の収入をチェックして、国の手当の支給対象になるかならないかを見ている。そうした場合に、市町村の手当も同じ基準でやれば、作業が楽になるという面もある。

委員：その線を守っていかないと、申請業務自体が難しくなる。

理事：なぜ差ができるかという説明が、国と一緒にしているというのが合理的な説明かどうかは別にして、そういうやり方でやっている場合が多いのは事実。所得制限を設けるとしたら、よそでやっているような基準を設けることかなと思っている。他の所得制限を設けるといったものについても、設け方は色々ある。本当に生活に困っている人だけを救うという観点に立てば、所得制限を厳しくする。そうではなくて、十分な経済力のある人には遠慮してもらおうという考え方であれば、所得制限の限度額はかなり高くなる。今国の子ども手当も、そんなような議論がされていると

いう風に聞いている。公明党の坂口試案なるものは、所得制限を設けるけれど95%ぐらいは、支給対象になるようだ。どういう所得制限の設け方にするかは、今後、もう少し詰めて考えていかなければいけないのかなと思います。所得制限を設ければ、今より対象者が減ることは間違いない。

委員：実態として、引っかかる人が出てくる。

委員：所得制限をどこで取るかによって、制度のあり方が変わってくるので、その辺が気になって、確認しようと思っていた。

委員：親子二人でアパートを借りても、名古屋の名のつくところであれば5万5、6千円以下で生活できるようなスペースを確保できない。豊山町の場合はどうか。

生活福祉部長：豊山町の生活保護基準の住宅扶助では、3万9千ぐらい。今新築のアパートを借りようとする、7万、8万です。

座長：そういったことも考えて、一律に百九十何万という基準を当てはめるという機械的なことをしないで、本当に実態として、そこで切っているのかということの、心のある判断を。所得制限を設けること自体についてはいいと思います。

理事：設け方は非常に難しい。

座長：微妙ですね。

理事：現に今所得制限がないので、最初から制度を作るときに所得制限を設けるのは、割と理屈をつけることはできるが、所得制限をまったく設けてないところに、所得制限を設けるとなると、所得制限を設けること自体に結構理屈付けをしなければいけない。かなり難しい理屈を考えなければいけない。

生活福祉部長：児童扶養手当法の政令による所得制限額で線を引いてしまうと、県も同じレベルで引いているので、今の場合ですと、町は所得制限がないので、だいぶ貰える人が減る。最後のセーフティネットとして考えれば、額の差を引いて捨てるのか、全部切るのか判断をしなければいけない。制限を超える人は半分にするとか。制限で切ってしまうと、まったくゼロになってしまう。

委員：二人で250万円ぐらいでも、ここでは生活は苦しいですね。

理事：国や県の手当だけである程度生活できるレベルであるのか、県の手当では実際のところ、カツカツでしか生活できないよということなのか、その辺を見極めたうえで、前者のほうであれば、必ずしもプラスアルファの単独措置は、あまり必要でないのかなと。国や県だけの手当では難しいということであれば、町としてももう少しプラスアルファをして、ある程度の生活レベルの維持ができるようにしなければいけない。今後の検討課題、所得制限を設けるにしても。

座長：そんな方向でまとめていただきたい。

最後に事業番号5の「長寿祝金」について説明をお願いします。

理事：(事業番号5「長寿祝金」を事業評価シート及び補足資料に基づき説明)

委員：たとえば、群馬県太田市では毎年5千円か1万出している。たぶんあそこも廃止の方向だと思います。それから結婚50年で表彰されるなど、いろんな制度を設けていますが、それを生きがいに生きている人は、ほとんどいないと思います。ただ妥当性として、従来から77, 88, 99、一年置いて100というのがどうか、いいのかな。70から77まで割りと近くで、あとは11年刻みで、最後は1年という。これを目当てに生きている人はないんじゃないですか。間の年次をなくすと、相当圧縮できますね。

委員：平均寿命が、男性が80、女性が86で、平均83ぐらいで、70とか77で長寿祝いというのは、かえって失礼では、と思ったりもする。

委員：片方で、後期高齢者を75歳からといたら、総すかんを食らった。

委員：77も早いかと、米寿ぐらいからでいいんじゃないか。そうすれば大分削減できて、セーフティネット部分の手当を充実することができるのではないか。

委員：垂直的公平ということもある。今まで貰っていた人が、ひとつ上が貰っていたのに、なんで廃止だということが絶対に出てくる。

委員：予算は限られているの、有効性、適切性のところに配分していく必要があるの、米寿ぐらいからで。そうすれば予算も100万いくかいかないかぐらいでは。

理事：77をやめて、88から。

委員：平均年齢が男性80なのに、77から祝うというのもどうなのか。

委員：平均寿命はそうだからといっても、ゼロ歳児が何歳まで生きるという話なので、現実の話になるとちょっとずれる。むしろ今生きている人は、もっと長生きをする。

委員：平均自体が80なのに、77からお祝い金というのもどうなのかな。

委員：昔のばらまきだね。

理事：他の市町村でも事業評価の対象になっていて、廃止、縮減という評価が多い。

委員：こういう時期だからやれるのかもしれないので、本当なら思い切ってこんな制度なくしてもいい。こんなんでも八百何万も使うんだね。今の時代で高齢の方は特に、しっかりと年金なんかをいただける年代。これから若い人達がどんどん、もっと厳しくなっていく、税収も厳しくなっていくって、若い人達が高齢者を支えていかなければいけない時代が来ようとしているのに。

生活福祉部長：余談ですが、昨年これが役立ったことがひとつあります。行方不明の高齢者があって、この長寿祝い金が活躍をした。

座長：いずれにしても削減という方向については、依存は委員の先生方ないと思いますので。

委員：たぶん77は残さないで承服しないでしょう。これは、歴史的に節目というのがあって、我々が勝手に変えるのは厳しいかもしれない。

座長：町で検討した結果を踏まえながら、削減の方向で。

委 員：これから、一括して中抜きしようということですね。今まではスライド式でなくしてきたけれど。

理 事：一気に見直すということです。

座 長：時間も来ましたので、他に何か特別なことがありましたら。

各委員：結構です。

座 長：本日の議事はこれにて終了します。事務局からは何か。

事務局：ありません。

座 長：委員の先生方は。

各委員：ありません。

座 長：ありがとうございます。